

市民の言論・表現の自由を奪う 「慰安婦」パネル展開催拒否に断固抗議します

新座市教育委員会は、「にいざジェンダー平等ネットワーク」（以下「ネットワーク」）が計画したパネル展「中学生のための慰安婦展」（3月27日から4月7日まで）の市施設の利用を拒否しました。

1月22日、「ふるさとにいざ館」館長は、同館1階ロビーの利用申請書をいったん受け付けましたが、「市教委の許可が必要」として、「ネットワーク」にパネル展のチラシを提出させました。2月10日、市教委は「市民ギャラリー使用要領の『啓発的な事業』に該当するため許可できない」と回答。「ネットワーク」は3月18日、回答を不服として、市教委に不許可撤回を求める請願書を提出しましたが、市教委は3月24日の定例会で全会一致で同請願を不採択とし、ふたたび施設の利用を認めませんでした。金子教育長は、「ロビーは通路的な空間で、人通りも多くふさわしくない。会議室で行ってほしいと伝えた。中学生や子どもがこのような展示を見て、帰宅して親に聞かれても困る。『慰安婦』問題は世論を二分し、教科書にも指導要領にも載っていない。」などと述べています。

しかし、新座市教育委員会の態度には、重大な問題点が含まれており、その判断に厳しく抗議します。

第一に、当該ロビーは、これまで多くの市民団体や個人が展示会などを開催しており、当該パネル展の開催をふさわしくないという理由で不許可にすることは、正当性がありません。

第二に、「新座市民ギャラリー使用要領」の第六条第四号が「許可しない」としている「各種事業、行事、活動等の啓発および推進を目的とするもの」について、この規定は、啓発的内容の展示行為（啓発的な事業）自体を禁止しているのではなく、展示に合わせて啓発・推進に関する運動を行うことを禁止しているものです。だから、これまで、市民ギャラリーにおいて、啓発的内容の事業の展示が行われてきております。したがって、展示のみを目的とする当該パネル展を不許可とすることは、使用要領第六条第四号違反となります。

第三に、世論を二分している問題だから当該パネル展を不許可にするという態度について、公的機関が、世論を二分している問題を取り扱うにあたっては、憲法第十四条第一項の「法の下での平等」にもとづいて、対立する双方の世論を平等に取り扱い、世論の一方を拒否して、もう一方の世論を結果的に支援することにならなければならないことが求められます。二分している世論の一方を拒否しようとしている今回の教育委員会の態度は、対立する世論の平等的取り扱いを無視するものであるから、「法の下での平等」に違反する違憲行為となります。それと同時に、「言論・表現の自由」（憲法第二一条）の侵害行為となります。

第四に、中学生や子どもがこのような展示を見て帰宅して親に聞かれても困るから不許可とするという態度は、親と子の社会的問題についての話し合いをさせないようにしようとする（子どもの成長を阻害しようとする）態度であり、それは、「平和で民主的な国家及び社会の形成者」の「育成」（教育基本法第一条）にたずさわる教育委員会にあるまじき行為です。子どもの「学ぶ権利」「知る権利」の侵害行為ともなります。

第五に、「慰安婦」問題は、高校の教科書に取り上げられています。

私たちは、以上の観点に立って、新座市教育委員会が、当該パネル展のための施設の使用を許可し、今後、市民の「言論・表現の自由」および「学ぶ権利」（憲法第二三条・第二六条）・「知る権利」（憲法第二一条）を絶対に弾圧しないよう強く求めます。

2015年4月1日
日本機関紙協会埼玉県本部
理事長 金子 勝